

令和7年8月18日

事業主様

大阪自転車健康保険組合

19歳以上23歳未満の扶養認定について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、令和7年度税制改正において厳しい人手不足の状況への就業調整対策等の観点から、特定扶養控除の要件の見直し等が行われたことを踏まえ、下記のとおり定められましたのでご連絡いたします。

記

- 1 扶養認定における年間収入について、認定対象者（被保険者の配偶者を除く）が19歳以上23歳未満の場合は、認定要件を150万円未満とします。
なお、年間収入以外の要件は従来どおりとします。
- 2 年齢要件は19歳に達する年から23歳に達する年の前年までを対象とします。
※民法の期間に関する規定が準用され、「年齢に達する日」は誕生日の前日になります。
- 3 上記の取扱いは令和7年10月1日から適用します。

(例) 平成19年(2007年)1月1日生まれの方の場合

○令和7年12月31日が19歳に達する日となり、令和7年から年齢要件に該当。

○令和11年12月31日が23歳に達する日となり、令和10年まで年齢要件に該当。

